

令和7年度  
環境騒音等測定業務及び面的評価実施業務  
委託契約に係る仕様書

令和7年8月  
貝塚市市民生活部環境衛生課

## 目 次

第1	事業の概要 .....	3
第2	業務の概要 .....	3
第3	委託期間 .....	3
第4	準拠する法令等 .....	3
第5	本業務で使用するソフトウェア及び資料.....	4
第6	業務内容 .....	6
第7	納品 .....	7
第8	その他 .....	7
別紙1	令和7年度測定場所	
別紙2	令和7年度実施計画	

## 第1 事業の概要

本市では騒音規制法（昭和43年法律第98号）第18条第1項に基づき、市域において自動車騒音の常時監視を行っている。また、大阪府環境白書及び環境騒音モニタリング調査結果報告書等で公表するにあたり環境騒音等の測定を実施している。

市内主要道路騒音・振動及び環境騒音レベル測定調査を行い、騒音に係る環境基準の達成状況や道路振動の現況を把握するとともに、その測定結果及び道路環境対策状況の調査結果等を、環境省が提供する面的評価支援システム（以下「システム」という。）に入力・処理することにより監視結果等のデータを作成する。

## 第2 業務の概要

本市が指定する地点（別紙1「令和7年度測定場所」）において沿道騒音レベル等を測定するとともに、その測定結果等に基づき、常時監視対象路線について、市が貸与するパソコンを用いてシステムへのデータ入力、更新及び演算処理を行う。その結果より、環境省へ報告する「令和7年度自動車騒音常時監視結果」等の各種資料を作成するとともに、市職員がシステムを使用できるよう設定作業等を行う。

## 第3 委託期間

契約締結日の翌日から令和8年3月21日まで

## 第4 準拠する法令等

受託者は本業務を行うにあたり、本仕様書に定める事項のほか、以下の関係法令等に基づいて作業を行い、これらの内容を熟知した上で業務を進めること。

- (1) 環境基本法（平成5年法律第91号）のうち、本業務に関係する部分
- (2) 騒音規制法（昭和43年法律第98号）及び振動規制法（昭和51年法律第91号）のうち、本業務に関係する部分
- (3) 騒音に係る環境基準について（平成10年9月30日、環境庁告示64号）
- (4) 騒音規制法第18条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準について（平成23年9月14日、環水大自発110914001号）
- (5) 自動車騒音常時監視マニュアル（平成23年9月14日、環水大自発110914002号、以下「常時監視マニュアル」という。）
- (6) 騒音に係る環境基準の評価マニュアル（平成27年10月、環境省）
- (7) 面的評価支援システム操作マニュアル（平成28年3月、環境省 水・大気環境局自動車環境対策課、以下「システム操作マニュアル」という。）
- (8) 令和7年度自動車騒音常時監視結果報告要領等（環境省 水・大気環境局、契約締結後に提供する。）

- (9) 令和7年度環境騒音調査結果記入要領等（大阪府 事業所指導課騒音振動グループ、契約締結後に提供する。）
- (10) その他関係法令等

## 第5 本業務で使用するソフトウェア及び資料等

ソフトウェア及び資料名	備考※1
(1) システムソフトウェア及びシステム操作マニュアル全文	「自動車騒音常時監視事務支援について（環境省 HP 内）」より受託者がダウンロードすること。
(2) ノートパソコン(以下「市パソコン」という。)	本市から貸与する。 システム等のソフトウェアをセットアップして使用すること。
(3) 国土地理院数値地図 25000 (空間データ基盤)	本市から貸与する。
(4) GIS エンジン (株式会社カーネル「面的評価支援システム(環境省)版 ActiveMap for.NET」)	本市から貸与する。
(5) 市域の電子地図データ (株式会社ゼンリン社製 Zmap-Town II、以下、「地図データ」という。)	本市から貸与する。
(6) その他、システムの動作に必要なソフトウェア	受託者で用意すること。ソフトウェア使用権は本市の所有として購入すること。
(7) 前年度までに作成したシステムデータ	前年度(令和6年度常時監視)のデータファイルを本市から貸与する。
(8) 令和6年度までに測定した騒音測定結果等	本市から貸与する。
(9) 道路交通センサス (電子データ)	「自動車騒音常時監視事務支援について（環境省 HP 内）」より受託者がダウンロードすること。
(10) 道路管理者より提供された道路環境対策データ	本市から貸与する。
(11) その他、本市が入手可能かつ業務を行う上で必要と認める資料	本市から貸与する。

※1：備考欄に「貸与する。」と記載されているもの、本市が所有するソフトウェアおよび市パソコン内にセットアップされているソフトウェアについて以下「貸与資料」という。また、本市がソフトウェア使用権を所有するソフトウェアについては、市パソコンでのみ使用すること。

## 第6 業務内容

### 1 全般について

本業務は、「第4 準拠する法令等」に準じて実施すること。

システムの操作、入力、更新及び演算等のデータ処理については、システム操作マニュアル等を参照の上、業務を進めること。なお、本仕様書における「セットアップ」、「初期設定」、「道路設定」、「沿道設定」、「騒音推計」及び「指定出力」等の用語が示す具体的な作業内容は、システム操作マニュアルに記載されている。

また、提供する前年度までに作成したシステムデータは ver. 5.2.2 であるが、システムについて契約期間前及び契約期間中にバージョンアップがあった際(令和7年8月7日時点では ver. 5.3.0)は、現バージョンから新バージョンへデータ移行を行い、正常に動作するよう設定すること。

加えて、受託者が本業務を行うにあたり、本市は市パソコンを貸与する。市パソコンは本業務においてのみ使用し、他の目的で使用しないこと。市パソコンはスタンドアロンで使用し、受託者のネットワーク等には接続しないこと。市パソコンにUSBメモリー等の外部記憶媒体を接続する場合はウイルス感染等に十分注意し、受託者の作業により機器障害等が発生した場合は、受託者の負担により機器の障害復旧または同等仕様機器との代替を行うこと。契約期間終了時または本市の求めがあった場合は、速やかに本市に返却すること。

### 2 沿道騒音レベル等の測定

#### (1) 沿道騒音レベルの測定

本市が指定する地点(別紙1の道路に面する地域内)の監視対象道路近傍において、24観測時間ごとの沿道騒音レベルを測定(自動測定)し、測定時には監視員を配置すること。測定項目は、等価騒音レベル( $L_{Aeq}$ )、時間率騒音レベル( $L_{A5}/L_{A10}/L_{A50}/L_{A90}/L_{A95}$ )、最大騒音レベル( $L_{Amax}$ )とする。測定結果を昼間及び夜間並びに24観測時間及び実測時間別ごとに取りまとめること。また、国道26号及び府道の占有申請を警察及び国道事務所・岸和田土木事務所へ行うこと。

#### (2) 交通条件の観測

(1)の測定を行った地点について、測定実施中に上下別及び車種別(大型Ⅰ・大型Ⅱ・小型・二輪車)の交通量(10分以上)並びに上下別平均走行速度(20台程度)を観測すること。観測回数は、昼間の基準時間帯で2観測時間以上とすること。また、国道26号(地藏堂158)及び府道大阪臨海線(澤431-6)の2測定地点については上記基準時間帯の観測に加えて、午後10時から午前0時までの間に1時間あたり1回(計2回)、上記と同様に観測すること。

#### (3) 沿道振動レベルの測定

(1)の測定を行った地点において、交通条件測定と同時に昼間の基準時間帯で2観測時間以上測定すること。測定時間は10分間とし、国道26号(地藏堂158)及び府道大阪臨海線(澤431-6)の2測定地点についても昼間の基準時間帯のみでよいものとする。測定項目は、等価振動レベル( $L_{Aeq}$ )、時間率振動レベル( $L_{A10}/L_{A50}/L_{A90}$ )、最大振動レベル( $L_{Amax}$ )とする。測定結果を昼間並びに測定時間ごとに取りまとめること。

#### (4) 環境騒音レベルの測定

本市が指定する地点(別紙1の道路に面しない地域)において、午前8時から12時までに1回、午後2時から6時までに1回、午後10時から午前0時までの間に1時間あたり1回(計2回)、それぞれ10分間の騒音レベルの測定を実施すること。

#### (5) 測定地点の詳細図の作成

(1)の測定を行った地点について、地点における平面図及び測定状況を示した横断面図を作成すること。

#### (6) 測定実施計画の作成

(1)から(4)の測定等にあたり、計量法第110条に規定する事業規程及びその細目で定めた計量の方法等に基づき、測定方法に関する計画書を作成し、契約締結後速やかに本市へ提出すること。

### 3 面的評価支援システムに係るデータ処理

#### (1) セットアップ

システムや関連するソフトウェアについて、市パソコンにセットアップ等を行い、正常に動作するよう設定すること。

#### (2) 各種設定とデータ処理

システムについて、初期設定、道路設定及び沿道設定等を行い、データ処理を行うこと。その際、評価区間の設定作業及び騒音測定結果等の入力作業等を行うにあたっては以下のとおりとすること。

##### ① 評価区間の設定

実施計画(別紙2)等で本市が指定する道路について、貸与資料に記載されている自動車騒音、道路構造及び道路環境対策状況等の調査結果に基づき、システムへ道路設定及び沿道設定等を行うこと。

業務を行う上で、貸与資料の「前年度までに作成したシステムデータ」を基に作業を行っても差し支えないが、評価区間の標準断面図及び測定地点の横断面図については、市の指示通り修正すること。

また、令和6年度に低騒音舗装の敷設や遮音壁の設置等の道路環境対策が実施された路線については、対策延長及び道路断面等の情報をシステムへ入力・設定すること。

なお、新たに評価対象とする路線や、道路構造が変更された路線について詳細な情報が必要である等、貸与資料等に記載されていない情報が必要である場合には受託者が現地調査等を実施すること。

##### ② 騒音測定結果等の入力

「2 沿道騒音レベル等の測定」の測定結果及び貸与資料を基に、騒音測定結果等についてシステムへ入力・更新すること。

また、騒音測定地点の新設及び変更があった場合は、それに応じて騒音設定等のデータを入力・設定すること。

##### ③ データ処理

①②の設定を行った後、騒音推計及び指定出力等のデータ処理を行うこと。

#### 4 環境省及び大阪府報告資料の作成

「3 面的評価支援システムに係るデータ処理」で算出された結果より、「令和7年度自動車騒音常時監視結果報告要領」に従い「令和7年度常時監視結果報告(様式1-1~3-2)」、「GISデータファイル」及び「測定地点の詳細図」を作成すること。

また、「令和7年度環境騒音調査結果記入要領」に従い、「令和7年度環境騒音調査結果報告(様式1-1~3、様式2、3)」を作成すること。

それら電子データを電子媒体(CD-ROMもしくはDVD-R)に格納し、本市へ提出すること。

### 第7 納品

本業務の成果品は次のとおりとする。なお、(2)については契約締結後速やかに、その他については令和8年3月14日(金)までに納品すること。なお、最終納品の際は全ての成果品を取りまとめて納品すること。

(1)業務報告書	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 業務報告書(計量証明書)は2部提出すること。</li><li>・ 電子データは電子媒体(CD-ROMもしくはDVD-R)に格納し、2部提出すること。</li><li>・ 電子データ以外の成果品は原本を提出すること。</li><li>・ (4)-1及び(6)については、別途A4版もしくはA3版に印刷して1部提出すること。</li><li>・ 納品の際には、一覧を作成して同時に提出すること。</li></ul>
(2)測定実施計画書	
(3)沿道騒音・振動レベル等の測定データ (騒音計メモリデータ等を含む)	
(4)環境省報告資料 (4)-1 令和7年度常時監視結果報告 (様式1-1~3-2) (4)-2 GISデータファイル (4)-3 測定地点の詳細図	
(5)システムデータ (市パソコンに導入したデータ等)	
(6)大阪府報告資料 令和7年度環境騒音調査結果報告 (様式1-1~3、様式2、3)	
(7)本業務を行う上で使用・作成したデータ等	
(8)その他、契約書で指定した書類等	

### 第8 その他

- (1) 成果品はすべて本市の所有とし、本市の許可なく他に利用または貸与等を行ってはならない。
- (2) 本業務の実施にあたっては、本市と十分調整の上実施すること。
- (3) 業務の遂行にあたっては、着手届、完了届を本市へ届け出ること。
- (4) 業務に関する技術上の管理を行う主任技術者及び現場代理人を定め経歴書を添えて本市へ届け出ること。

- (5) 沿道騒音レベルの騒音等の現地調査の実施にあたっては通行人や近隣住民等の安全に配慮し、迷惑をかけることのないよう特に注意すること。測定現場等において受託者が他者の物品を破損する等、他者への迷惑行為が発生した場合は、速やかに本市へ連絡すること。また、その補償については受託者が誠実に応対し、補償に係る費用等は受託者が負担すること。
- (6) 行政財産使用許可や道路使用許可等が必要な際は、受託者が行うこと。
- (7) 貸与資料以外で本業務に必要な機器及び作業場所については、受託者が用意すること。
- (8) 本業務を行う上で本市からシステム内容等について問い合わせることがある。問い合わせの内容に応じて口頭または書面で回答すること。また、問い合わせ及び打合せの内容について、その都度受託者が議事録を作成し、その内容について本市・受託者で内容を確認すること。
- (9) 本仕様書に明記されていない細部の事項については、本市の指示に従うこと。
- (10) 貸与資料等については、本業務終了後速やかに返却し、転用しないこと。
- (11) 本業務終了後、受託者の占有下にゼンリン電子地図(Zmap)の製品及び複製成果が無い旨を証明する書面を提出すること。
- (12) 本業務については法定受託事務であるため環境省より報告内容等について照会が寄せられる場合があり、受託者は委託期間後においても本市担当者の求めに真摯に対応すること。

# 令和7年度測定場所

## 道路に面する地域

1. 国道26号泉佐野側	地藏堂158	大阪トヨペット横
2. 府道大阪臨海線	澤431-6	
3. 府道岸和田牛滝山貝塚線	畠中2丁目9-19	阪田宅横
4. 国道170号	東山7丁目4-1	第三中学校横
5. 大阪臨海線+阪神高速	西町24	公園
6. 府道堺阪南線	南町6-5	賃貸マンション
7. 国道170号(旧)	木積1949-6	奥野宅前
8. 府道岸和田牛滝山貝塚線	水間151-1	河崎学園正門横
9. 府道水間和泉橋本停車場線	橋本533-2	旧市営第4プール前

## 道路に面しない地域

### ◎ A地域

10 二色海浜緑道(下川宅前)	二色3-13-4
11 府営三ツ松第一住宅50棟横	三ツ松2722
12 府営森住宅内	森824
13 府営貝塚久保住宅内	久保80

### ◎ B地域

14 小瀬町会館前	小瀬1丁目14
15 沢町会館前	沢1113-1
16 南近義神社	王子1195
17 三ツ松公民館前	三ツ松1284
18 市営橋本住宅遊園地	橋本554
19 三ヶ山ふれあい広場	三ヶ山900-1
20 蕎原老人集会所前	蕎原461-1
21 府営桜塚住宅公園	半田675
22 ロコモ自治会遊歩道	畠中2丁目18

### ◎ C地域

23 近木会館前	近木1459-25
24 福田公園	福田175
25 清児会館前	清児871
26 木積文化会館前	木積798

